

吉田町水防計画書

資料編

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

様式1-2 直轄河川洪水予報形式(氾濫警戒情報)

発表者	
国土交通省	〇〇河川事務所
気象庁	〇〇地方气象台

→

機関名	第1受報者
-----	-------

→

機関名	第2受報者
-----	-------

→

機関名	第3受報者
-----	-------

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒情報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇県〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。
〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】〇〇川の△△△水位観測所(〇〇県△△市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。
〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】〇〇川の□□□水位観測所(〇〇県□□市□□)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。
〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

様式 1 - 3 直轄河川洪水予報形式 (氾濫危険情報)

発表者	第 1 受報者	第 2 受報者	第 3 受報者
国土交通省 ○○河川事務所 気象庁 ○○地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

○○川氾濫危険情報

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル 4 相当情報 [洪水]】○○川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル 4 相当】○○川の○○○水位観測所 (○○県○○市○○) では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル 4 相当】○○川の△△△水位観測所 (○○県△△市△△) では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル 4 相当】○○川の□□□水位観測所 (○○県□□市□□) では、○○日○○時○○分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。○○市、○○市、○○市、○○町では、○○川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位)

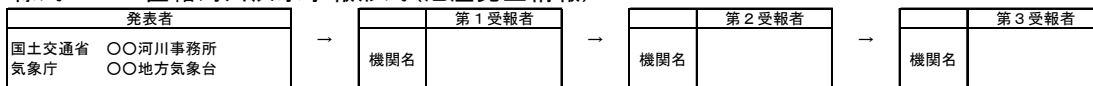
○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況	xxx.x↑				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□□)	00日00時00分の状況	xx.x↑				
	00日01時00分の予測	xx.x				
	00日02時00分の予測	xx.x				
	00日03時00分の予測	xx.x				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル 4 については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式 1 - 1 と同じ

様式1-4 直轄河川洪水予報形式(氾濫発生情報)



正規

○○川氾濫発生情報

○○川洪水予報第○号
洪水警報
令和○○年○月○日○時○分
○○河川事務所・○○地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】○○川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主文)

【警戒レベル5相当】○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	○区、○○区、○○○区、□区
△△県□□市	○×地区、○○×地区、○○○×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位)

○○川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
○○○ 水位観測所 (○○県○○市○○)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (○○県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (○○県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

様式2-1 県管理河川洪水予報発表形式(氾濫注意情報)

発表者		第1受報者	第2受報者	第3受報者
静岡県 気象庁	〇〇土木事務所 静岡地方气象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇県〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△△水位観測所(〇〇県△△市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】〇〇川の□□□水位観測所(〇〇県□□市□□)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

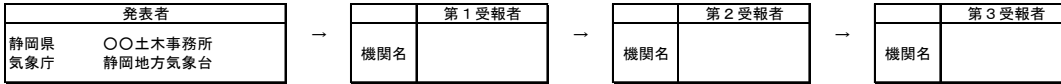
〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

様式 2 - 2 県管理河川洪水予報発表形式(氾濫警戒情報)



正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒情報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇県〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】〇〇川の△△△水位観測所(〇〇県△△市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】〇〇川の□□□水位観測所(〇〇県□□市□□)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
	水位(m)					
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	—	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

様式 2 - 3 県管理河川洪水予報発表形式(氾濫危険情報)

発表者		第1受報者	第2受報者	第3受報者
静岡県 気象庁	〇〇土木事務所 静岡地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇県〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】〇〇川の△△△水位観測所(〇〇県△△市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】〇〇川の□□□水位観測所(〇〇県□□市□□)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	xxx.x	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	xxx.x	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	xxx.x	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	xx.x↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	xx.x	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	xx.x	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	xx.x	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

様式2-4 県管理河川洪水予報発表形式(氾濫発生情報)

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
静岡県 気象庁	〇〇土木事務所 静岡地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

以下 様式1-1と同じ

正 規

水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇m です。

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）

または

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇				
△△△△				
□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	https://i.river.go.jp/

正 規

〇〇海岸 水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 〇〇川河川事務所発表

（第△△号）

【現 況】

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
（この文章も管理メニューで編集・削除可能です。）

【発 表】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
厳重に警戒して下さい。

【特 記】

（自由に記入）

水防警報（海岸）発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇	○			
△△△△				
□□□□				
××××				

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	https://i.river.go.jp/

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第 号
日時	国土交通省 ○○地方整備局 令和 年 月 日 時 分 ○○事務所発表			
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表海岸		基準水位観測所	第 号
日時	国土交通省 ○○地方整備局 令和 年 月 日 時 分 ○○事務所発表		
番号	発 表 内 容		
1	令和○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

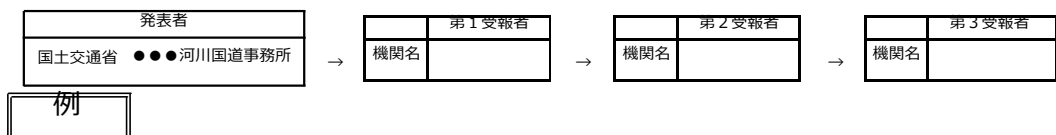
※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水 防 警 報（河 川）

種 類		出 動 ・ 解 除	
発表河川		第 号	
日時	令和 年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、退避必要時間の確保を最優先の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

様式 5 直轄河川水位到達情報発表用紙



●●川氾濫危険情報

令和 XX 年 XX 月 XX 日 hh 時 mm 分
 国土交通省 ●●●● 事務所発表
 (第〇号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】●●川の●●●水位観測所(〇〇市△△町)では、
 XX 日 hh 時 mm 分に避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位(●.●.●m)に到達しました。
 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

●●川 ●●●水位観測所 (〇〇市△△町)
 (受け持ち区間は)

氾濫危険水位	●.●.● m	水防法第 13 条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	●.●.● m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	●.●.● m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第 1 位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ●●●● 事務所 河川・海岸情報センター電話：XXX-XXX-XXXX (内線)XXXXXX

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	https://i.river.go.jp/

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇. 〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所 (受け持ち区間：■■市※※地区～□□町◎◎地区)

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

* その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先
静岡県〇〇土木事務所
TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。
静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」
<https://sipos.pref.shizuoka.jp>

第 号
令和 年 月 日

国土交通省

〇〇〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇市・町 災害対策本部長

〇〇市・町長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため

2. 要請箇所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)

3. 引渡希望日 令和 年 月 日 時 分

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 操作要員等
 操作員 不必要・必要(名)
 保守員 不必要・必要(名)
 設置・撤去員 不必要・必要(名)
 設置機械(クレーン等) 不必要・必要(機械 台)

第 号
令和 年 月 日

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(回答)

標記について、下記のとおり出動を指示した旨を回答する。

記

1. 引き渡し場所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)
〇〇〇〇〇〇事務所

2. 引き渡し日 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 派遣予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 派遣操作要員等
操作員 0名
保守員 0名
設置、撤去員 0名
設置機械(クレーン等) 機械 0台

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出 水 の 概 要	川 警戒水位 雨量										m mm					
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸										地先	m				
日 時	自 至				月	日	時	時	所 人	件	管理団体	県支給分	その他	計		
					月	日	時	時			手当て	円	円	円	円	
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合計		要 物	計						
	人	人	人	人	人	人	人	人		資材費						
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工 法 箇 所										m	費	計			
													器材費			
水 防 の 効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使用	資材	かます、俵					
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人				枚	枚	枚	枚	
結 果	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	費	合 計	万年、土俵					
												Kg	Kg	Kg	Kg	
										丸	太	枚	枚	枚	枚	
										そ の 他						
										県 の 応 援 状 況						
水防団員 消防団員の 出動状況										立 ち 退 き 状 況 及 び それを指示した事由						
その他の 出動状況										水 防 関 係 傷 害						
居住者の 出動状況										水 防 功 労 者 の 氏 名 所 属 年 齢 及 び そ の 功 績 概 要						
雨量水位 の 状 況																
公用負担 内 容																
他 団 体 の 応 援 状 況										水 防 活 動 に 関 す る 自 己 評 価						
警察官の 応 援 状 況										備 考						

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

管内水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防区(土木事務所)名 _____ 作成責任者 _____

出水の概況	水防実施個所	水防開始の日時 及び終結日時	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			(人)		
			消防団員		
			人		
			(人)		
			その他		
			人		
			(人)		
			合計		
			人		
			(人)		
水防の効果		被害	所要経費概要		
			区分	水防区	水防管理団体
堤防	m	m	内 訳	人 件 費	
田	m ²	m ²		費	
畑	m ²	m ²			
家屋	戸	戸			
鉄道	m	m			
道路	m	m		計	
			所要資材概要		
			かます・俵		
			なわ		
			丸太		
			その他		

- (注) 1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式8を集計して様式9を作成すること。
 2 様式9は様式8の写しを添付して、水防本部長(知事)に2部提出すること。
 3 出動人員には、パトロール等も含む。

令和〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概 要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、〇〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量 100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、 堤防への土のう積や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約 12 時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・積土のう(300 袋) ・避難誘導(20 世帯) ・排水作業(3 件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施個所
地図

様式 1 1 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m		雨 量 mm						
水防実施箇所	川 左岸 地先		右岸						
日 時	白 月 日 時		至 月 日 時						
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇 所		m		工 法				
水防の結果	効果 被害	堤防	川	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	かます、依					居 住 者 の 出 動 状 況			
	万年、土依								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

様式 1 2 公用負担権限委任証明書

公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書		
吉田町消防団〇〇分団		
○ 某		
上記の者は	区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の	
権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日	吉田町長	印

公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書				
第 号	目的物	種類	員数	
	負担内容	使用	収用	処分
年 月 日				
	吉田町長			印
	事務取扱者			印
	様			

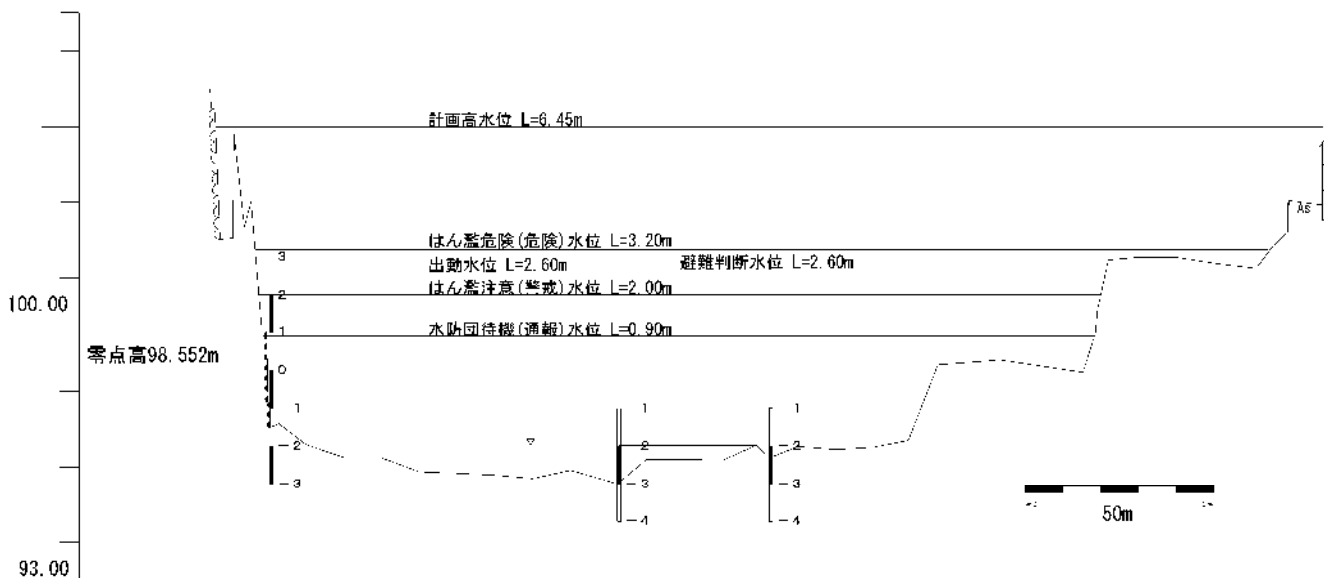
受領書				
第 号	公用負担命令書			
	右受領した			
	年 月 日			
		氏 名		印
吉田町長	様			

資料編 参考資料

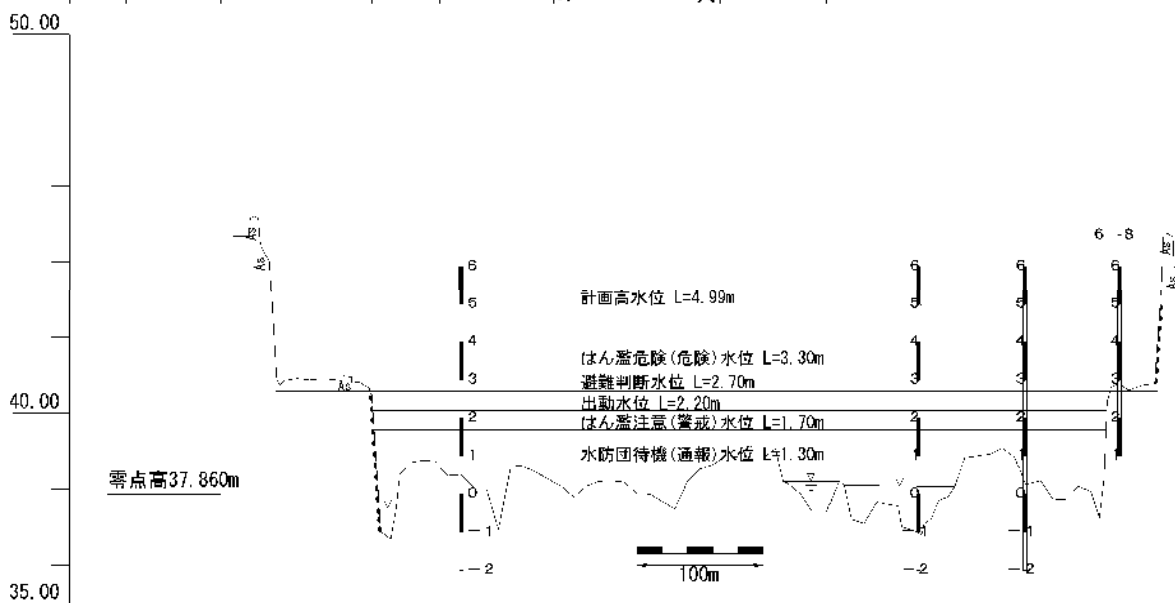
資料1 水防警報水位観測所横断図

大井川

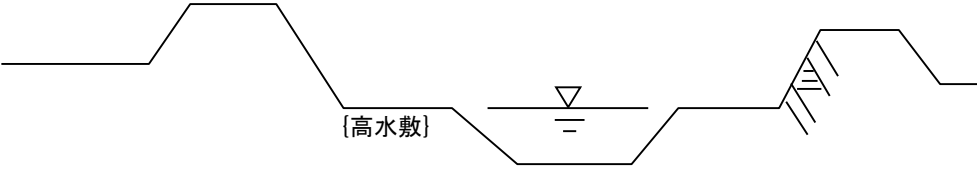
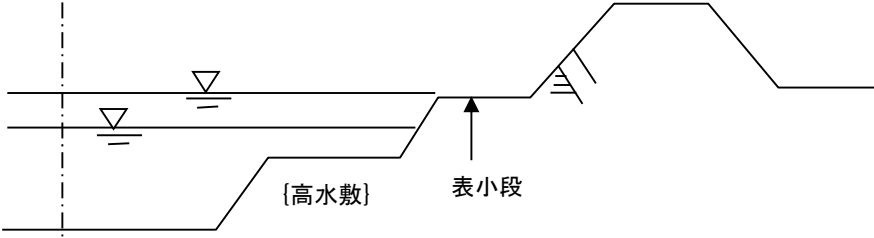
水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	神座基準	誘	かんざきじゆん	縮尺	縦 1/200	横 1/2000
-----	-----	-----	-----	------	------	---	---------	----	---------	----------



水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	細島基準	誘	ほそじまきじゆん	縮尺	縦 1/200	横 1/6000
-----	-----	-----	-----	------	------	---	----------	----	---------	----------



資料2 水位の種類及び内容

種類	内容
<p>計画高水位</p>	<p>工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断面に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。</p>
<p>水防団待機水位 (通報水位) (指定水位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流量からみた場合は、計画高水流量の約2割の流量が流れる水位 ・1年間に5～10日起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から5～10番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化があれば、この基準は使えない。 ・有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位 
<p>氾濫注意水位 (警戒水位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 ・平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は1日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・約3年間に1回起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 水位の超過確率を考え3年確率相当水位を求める ・有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位 
<p>避難判断水位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町長の高齢者等避難の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・高齢者等避難の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
<p>氾濫危険水位 (危険水位) (洪水特別警戒水位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 ・以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、掘込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 ・改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、下表の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)が発表されてから水防団が出勤し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故、水位は固定的なものではなく水防準備に要する時間と、洪水到達時間を考慮しつつ下表の基準をふまえ、各水位を決定しなければならない。河川ごとに下図のような調査を行い考慮する必要がある。

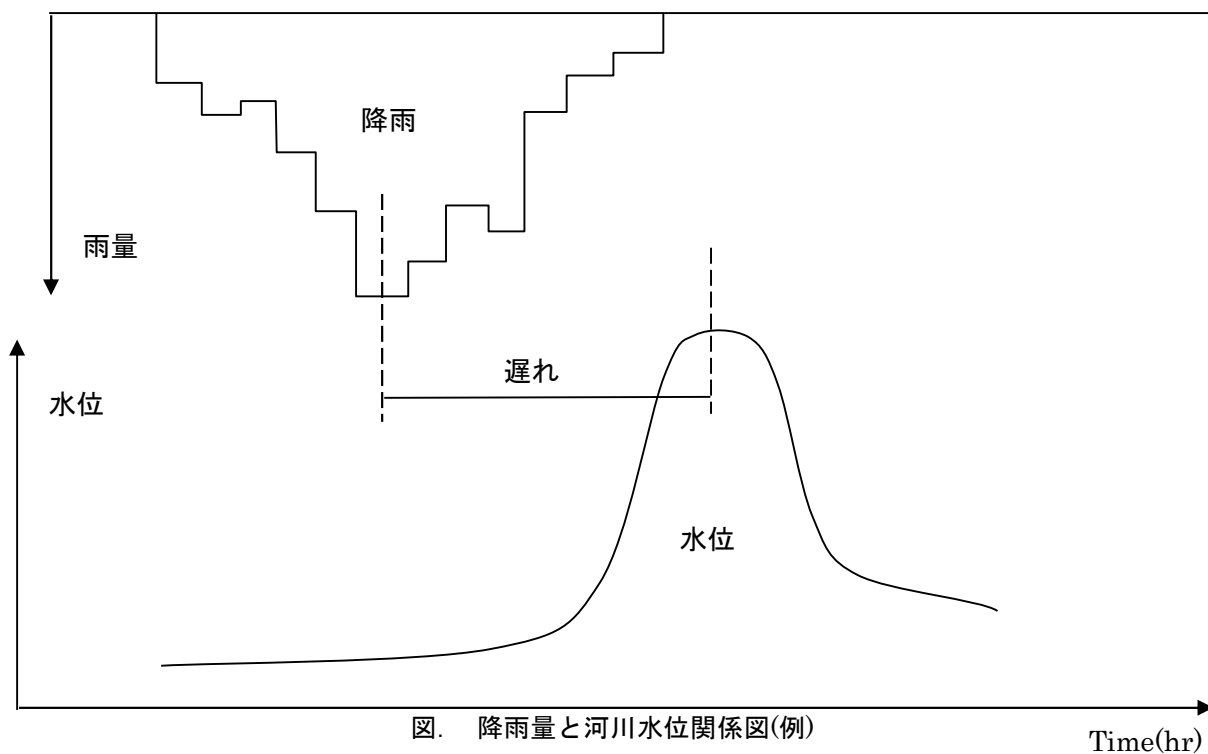
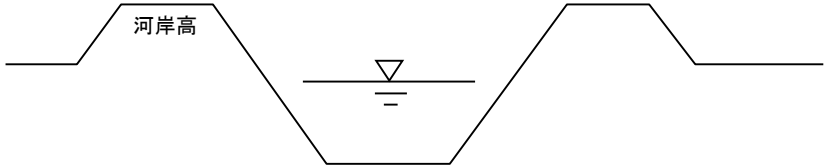
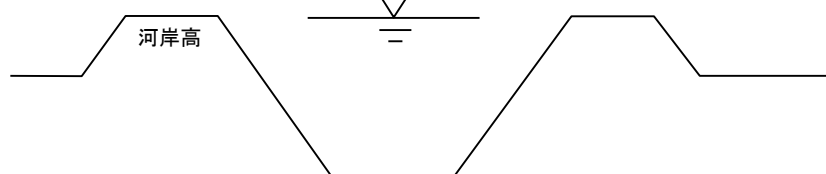


図. 降雨量と河川水位関係図(例)

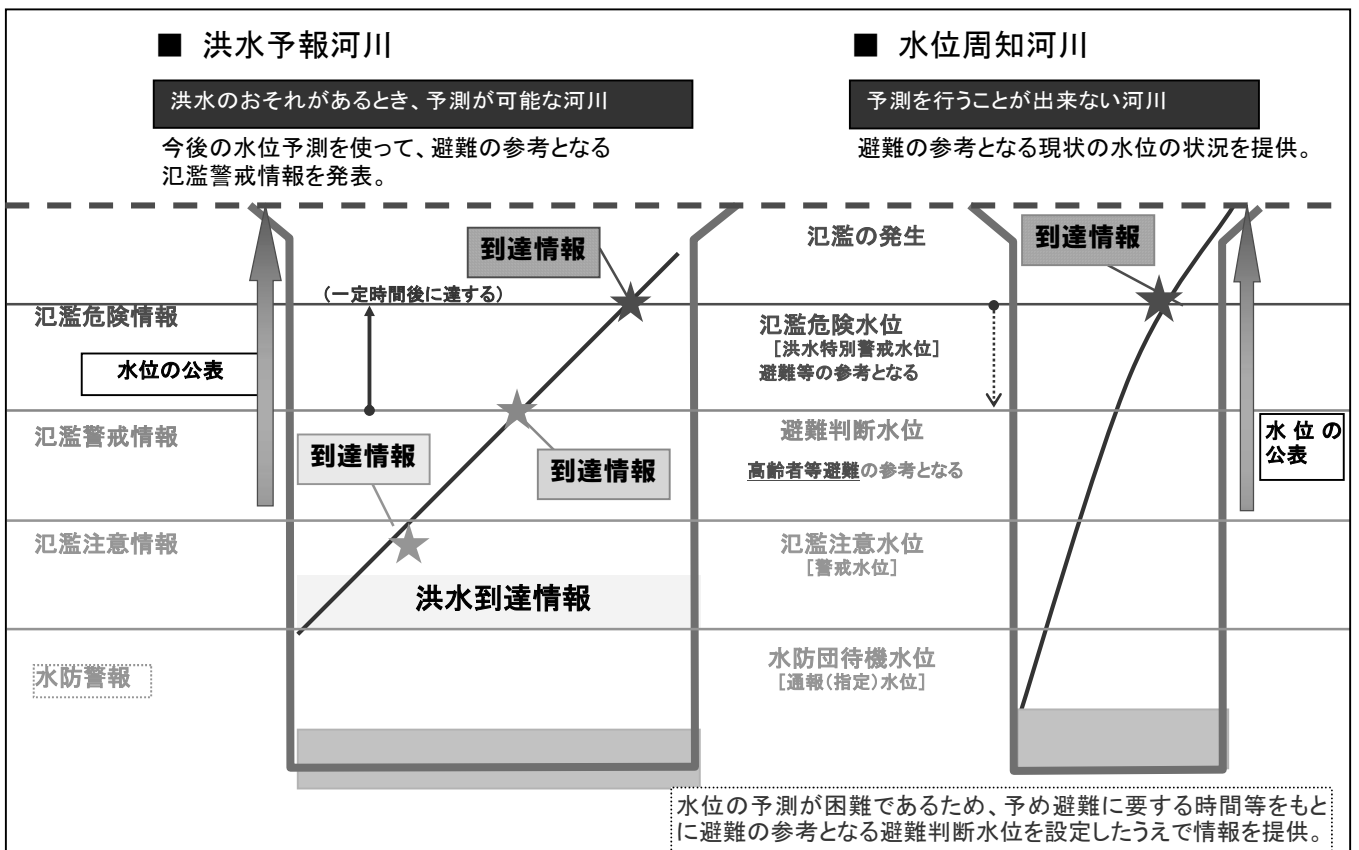
表. 危機管理型水位計設置河川の水位

種類	内容
観測開始水位	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報の提供を開始する水位 水位計設置地点における河岸高の概ね 5 割の水位 1 年間に 10 回程度の洪水を想定 
氾濫開始水位 相当	<ul style="list-style-type: none"> 水位計設置地点における河岸高(堤防高) 

危機管理型水位計設置河川については、サイポスレーダーにて水位情報の提供を行う。

資料3 指定河川における情報提供について

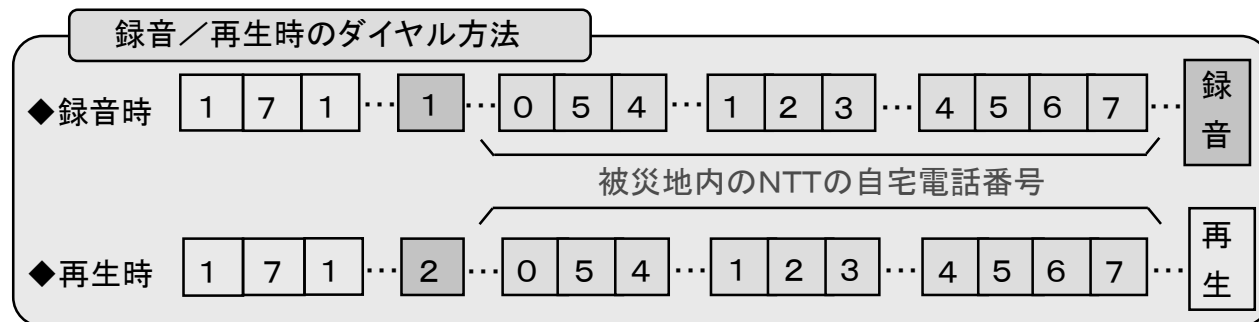
発表情報名		水防警報	洪水予報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難指示等の発表が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）		
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、一般住民	水防管理団体（水防団）、一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる



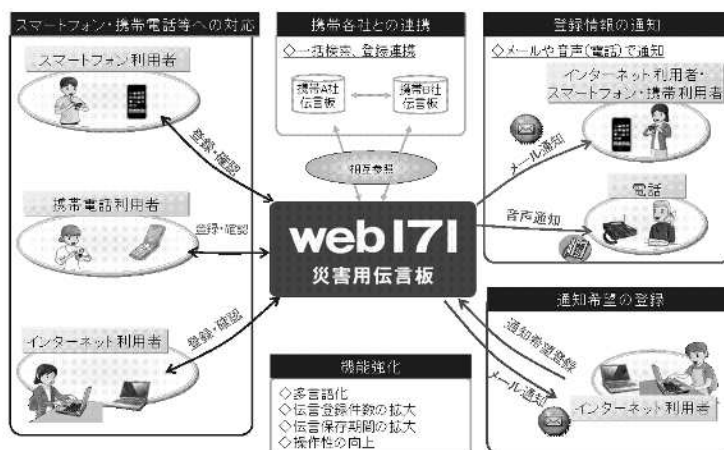
資料4 災害用伝言ダイヤル「171」等

1 災害用伝言ダイヤルサービス「171」の利用方法

サービスの開始時期	◆震度6弱以上の地震の発生
目的	◆その他自然災害で電話が相当混み合っている時 ◆災害時の被災地域住民の安否確認 ◆災害時の電話のふくそう緩和
キーとなる電話番号	◆被災地域内の自宅のNTT電話番号
利用可能な端末	◆NTTの電話 ◆NTTの公衆電話



2 災害用伝言板（web171）の利用方法



詳しい利用方法は、NTT西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/> をご覧ください。

3 携帯電話「災害用伝言板」の利用方法

NTTドコモをご利用の方

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/ をご覧ください。

auをご利用の方

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/> をご覧ください。

ソフトバンクモバイルをご利用の方

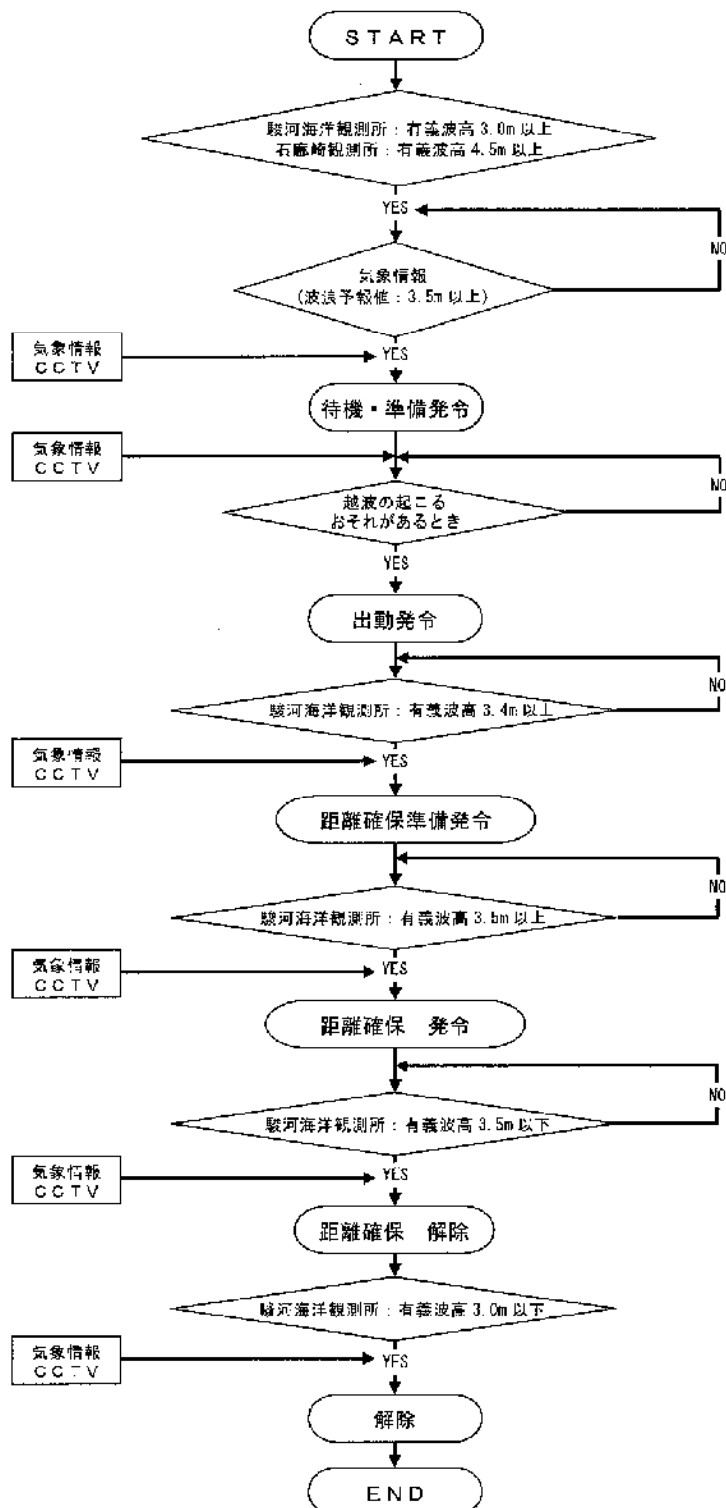
<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/> をご覧ください。

ワイモバイルをご利用の方

<https://www.ymobile.jp/service/dengon/> をご覧ください。

資料5 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	具体的な発表基準		
	富士海岸	富士海岸(蒲原)	駿河海岸
待機・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに富士田子の浦観測所では有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所では有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに富士田子の浦観測所では有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所では有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所では有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所では有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、富士田子の浦観測所の有義波高が5m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、富士田子の浦観測所の有義波高が5.4m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、駿河海岸観測所の有義波高が3.4m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。
距離確保準備	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高5.4m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所では有義波高3.4m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離確保	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高7m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高6.5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所では有義波高3.5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離確保解除	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所で、有義波高7mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所で、有義波高6.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所で、有義波高3.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解 除	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高3mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士田子の浦観測所では有義波高3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所では有義波高3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。



駿河海岸における水防警報発令フロー

資料6 静岡県土木総合防災情報システム（通称：サイポス）

県では、よりの確・迅速な防災災害情報がとれるよう、河川・海岸・砂防・道路等の土木防災情報の一元化を目指したシステム（静岡県土木総合防災情報システム：SIPoS^{サイポス}）を構築した。

システムの主たる機能及び全体構成図は下表及び下図のとおりである。

表. 静岡県土木総合防災情報システムの主たる機能一覧表

項 目	目 的	内 容
データ収集観測時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ○よりきめ細やかな降雨、水位の状況確認が可能 ○テレメータデータ収集の高速化 	<ul style="list-style-type: none"> ○5分間隔で収集（観測時常時5分観測）
欠測データの自動再呼び込み	<ul style="list-style-type: none"> ○テレメータデータ欠測対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○無線状況改善時リアルタイムに欠測データの自動再呼び込み
土木各種防災情報の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ○各種防災情報を一元監視できることにより総合的かつ迅速な判断が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川系情報：水位 159 箇所、雨量 118 箇所 ○海象情報：2 箇所（静岡、竜洋） ○ダム情報：4 箇所（都田川、太田川、奥野、大倉川） ○水門：7 水門 ○監視映像 88 映像
各所管データの一元化	<ul style="list-style-type: none"> ○よりきめ細やかな情報の確認が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管データを地図上で一元表示 ・雨量（静岡県、国土交通省、アメダス） ・水位（静岡県、国土交通省） ・気象観測情報（震度、日照、気温、風向/風速、潮汐） ・監視映像（静岡県、国土交通省）
県庁—土木事務所間の回線の高速化、IP化	<ul style="list-style-type: none"> ○大容量の情報伝送、リアルタイムな情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省光ネットワークを利用した、光専用回線による土木総合防災情報ネットワーク ・高速化により映像など大容量情報の伝送、多数端末でのリアルタイムな情報共有が可能 ・IP化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能
土木—支所間の回線の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○支所での情報収集のリアルタイム化 	<ul style="list-style-type: none"> ○光回線接続 ・回線速度が速くリアルタイム化を実現 ・IP化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁情報（気象予報機関（ウェザーニューズ）が提供する気象情報） （注意報、警報、台風情報、アメダス情報、レーダー情報、津波情報、波浪情報、天気図気象衛星画像、短時間降雨予測、広域予報、地震等） 【衛星+地上送信】
予測情報	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予測と結びついた迅速な水防配備体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予報機関（ウェザーニューズ）による降雨予測、台風進路予測 ・水防配備体制判断支援情報（各土木事務所管内の36時間降雨予測） ・ウェザーニューズ気象予報士の気象コンサルティング（24時間対応）により降雨の動き等把握が可能

項 目	目 的	内 容
情報警報表示盤	○速報情報のリアルタイムな表示により状況の変化の確認	○速報(地震、注意報情報、雨量・水位警戒値超過情報等)を大型ディスプレイにより表示 ・速報及び状況の変化時警戒音により関係者に知らせる
映像表示	○映像伝送装置を用いた協議による迅速な意思決定	○県庁大型表示装置(50インチ×10面マルチ画面) ・多数の監視映像、システム画面、TV放送の同時表示(各種情報の一元表示可能) ・管内の水防情報、気象情報を集約する情報警報表示機能 ○テレビ会議システム(県庁、土木) ・県庁ー土木間、土木事務所間での端末を使用しての会議が可能
映像監視	○洪水や高潮、津波襲来時等の河川・海象状況及び施設状況の出先事務所との共有 ○国土交通省との映像情報の共有	○映像による県庁・土木事務所間での情報共有 ・県管理河川WEBカメラ123映像、県管理河川、水門及び津波防災ステーション等のCCTVカメラ88映像を取込み ・国土交通省の河川、海岸、砂防、道路のCCTVカメラ249映像と地整ヘリテレ映像を取込み。
汎用パソコンへの対応	○容易な情報利用	○システムのWeb化により汎用パソコンによる容易な情報利用が可能 ・パソコンのブラウザから情報利用が可能 ・ネットワークのIP化により、パソコンから容易にネットワーク参加が可能

静岡県土木総合防災情報システム（S I P O S）全体構成図

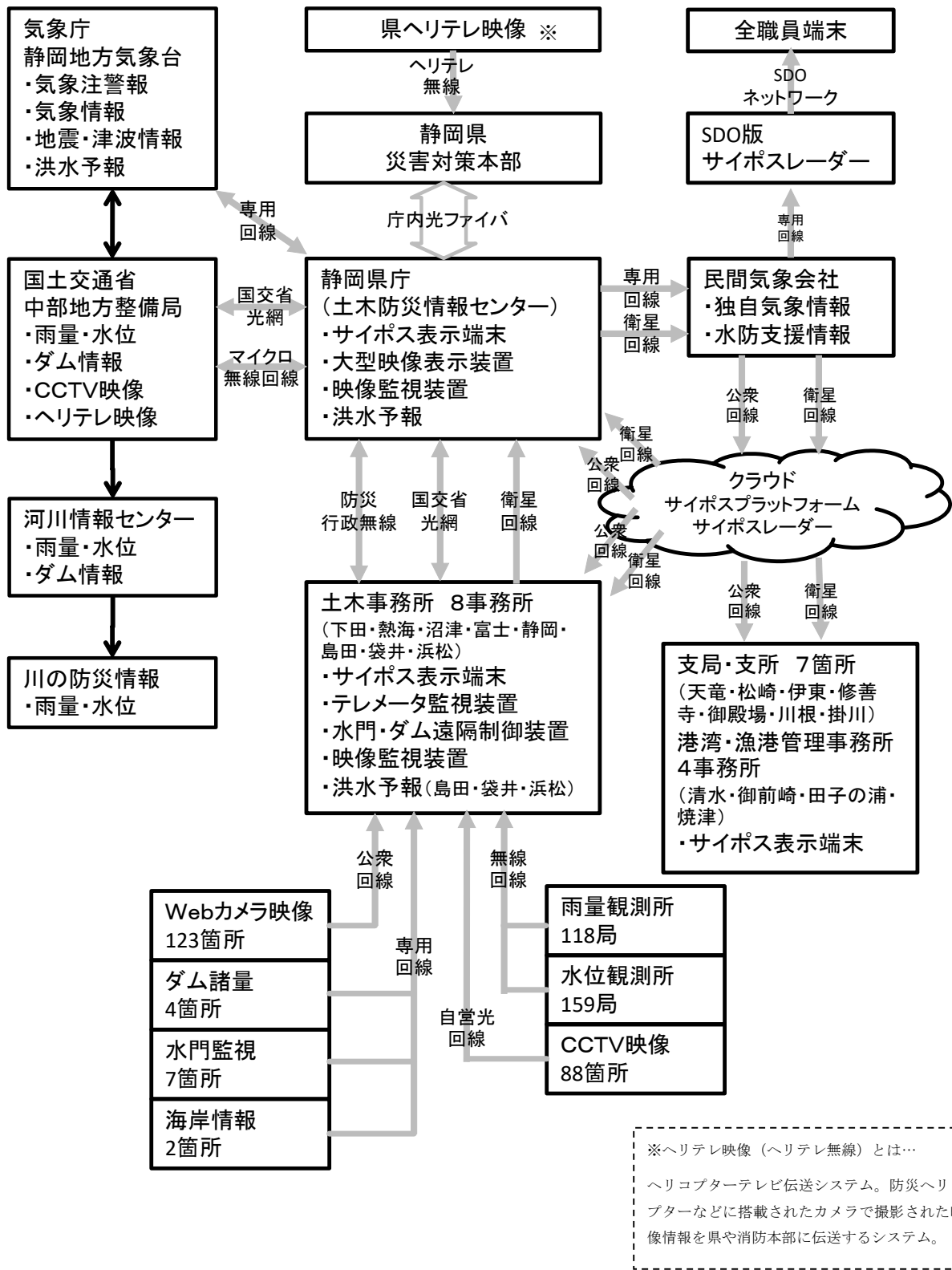
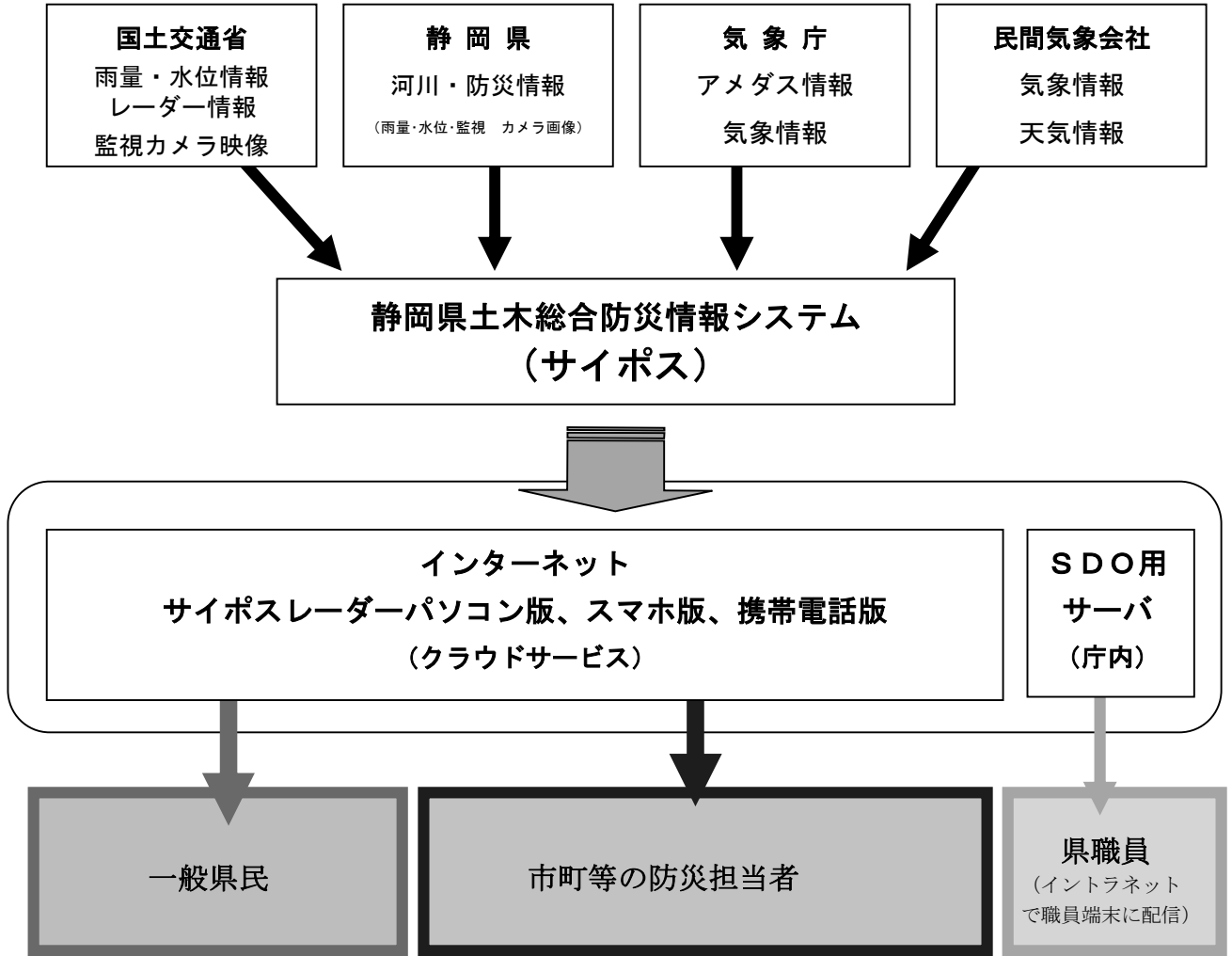


図. 静岡県土木総合防災情報システム(SIPOS)全体構成図

サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）



サイポスレーダートップページ

図. サイポスレーダー概要図

パソコン・スマートフォン・携帯電話からのサイポスレーダーアクセス方法

1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス

スマートフォン



<https://sipos.pref.shizuoka.jp>

携帯電話URL <https://sipos.shizuoka2.jp/m/>

(携帯電話共通) 携帯電話



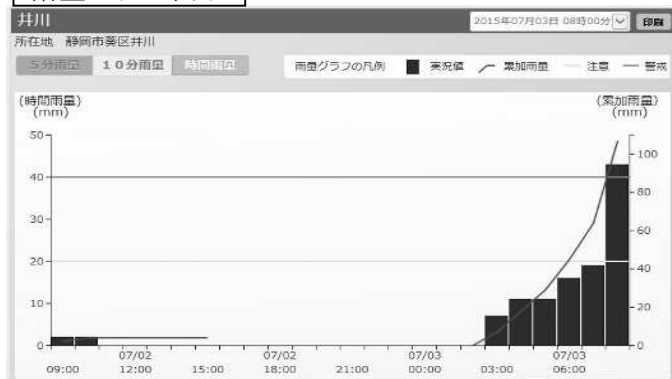
インターネット版表示例



スマートフォン版表示例



雨量グラフ表示



携帯電話版表示



水位グラフ表示

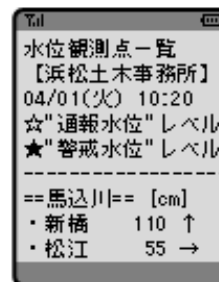
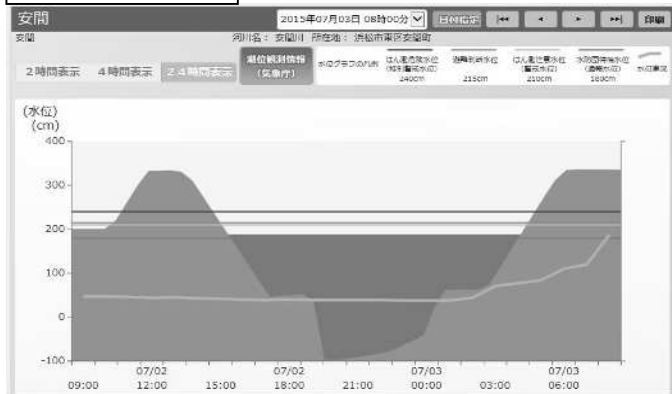
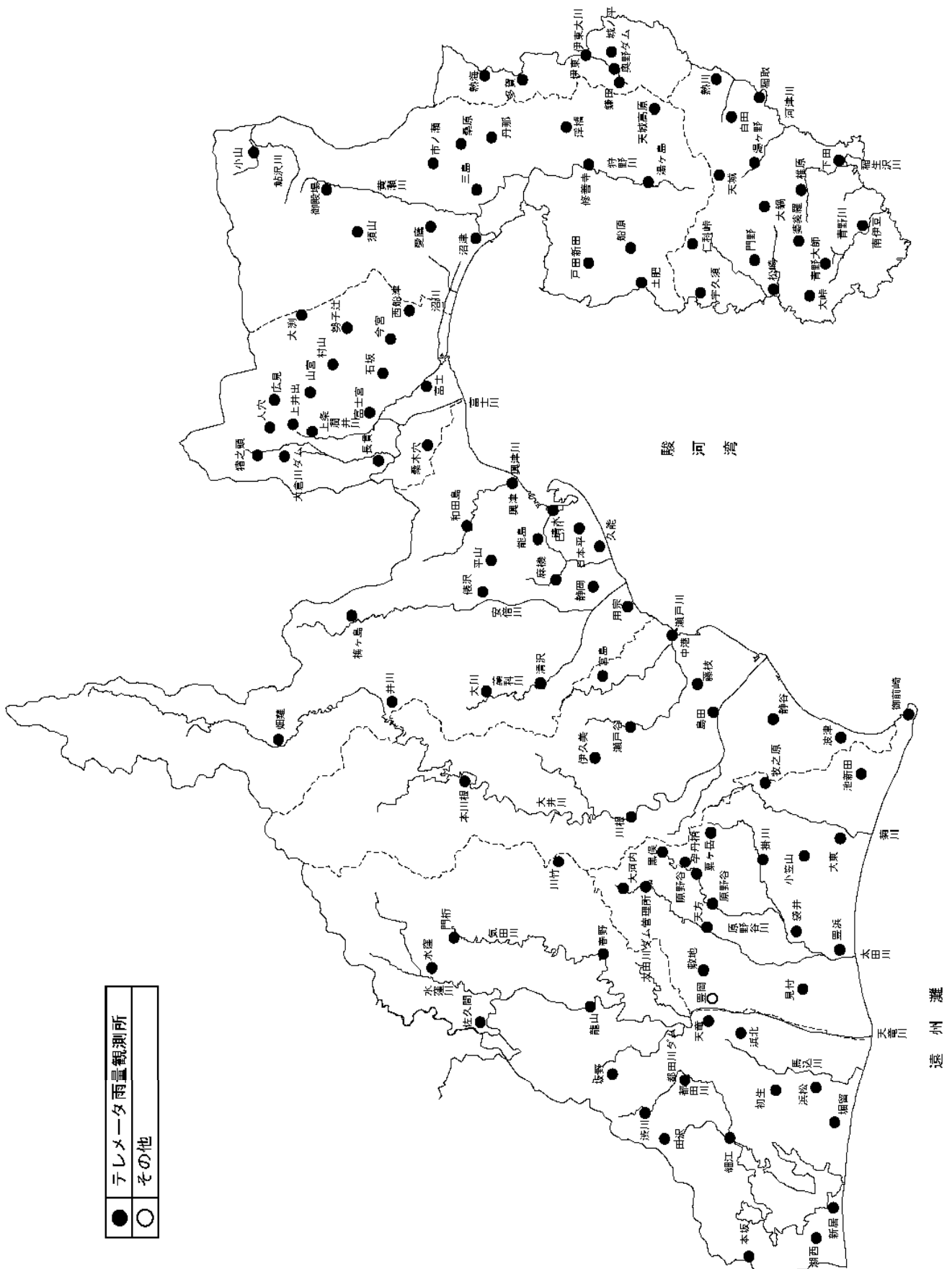


図. サイポスレーダー表示画面

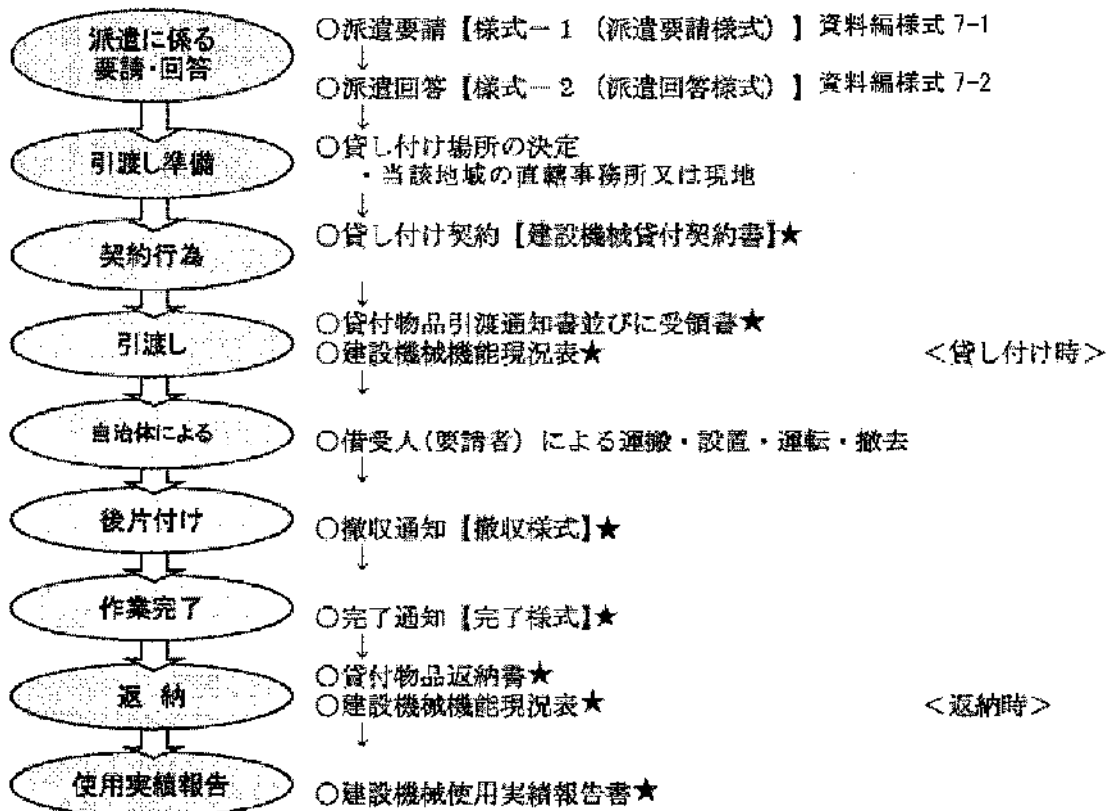
静岡県所管雨量観測所位置図



資料7 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順

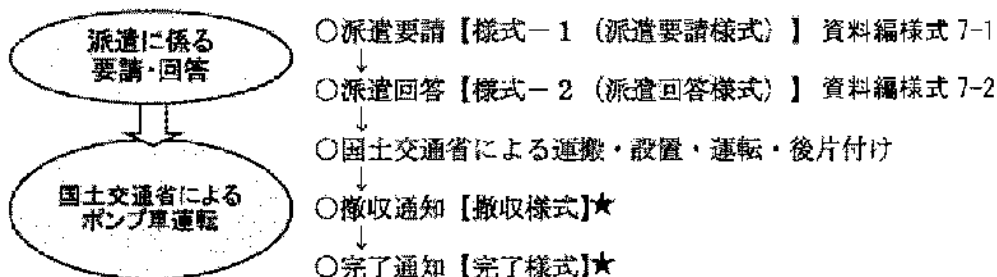
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

資料 8 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その1）】

(水防法第15条第1項第4号関係)

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
住吉	学校法人住吉学園ひばり幼稚園	住吉 4900	32-0183	私立幼稚園	○	○	○
	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	公立小学校	○	○	○
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	公立中学校	—	○	—
	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088	高齢者福祉施設	○	○	○
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	児童福祉施設	○	○	○
	住吉小学校区 第1放課後児童クラブ室	住吉 2223-1 (住吉小学校敷地内)	33-3070	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	○
	住吉小学校区 第2放課後児童クラブ室	住吉 1560-1 (学習ホール東側)	33-3110	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	○
	SES吉田すみよし校	住吉 487-1	28-7215	障害児通所支援事業 の用に供する施設	—	○	○
	HANA-HANA	住吉 109 レイトンビレッジ A	34-1055	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	—	○	—
	吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	母子健康センター	○	○	○
高齢者人材活用センター (老人福祉センター分館)	住吉 118-2	33-0596	高齢者福祉施設	—	○	—	
川尻	学校法人川尻学園ちどり幼稚園	川尻 1674-1	32-6140	私立幼稚園	○	○	—
	介護老人保健施設 コミュニティーケア吉田	川尻 1700-1	34-5577	高齢者福祉施設	○	○	—
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	児童福祉施設	○	○	—
	吉田町地域子育て支援センター	川尻 791	28-7034	児童福祉施設	○	○	—
	吉田町立こども発達支援事業所 (すみれ)	川尻 791	28-7033	児童福祉施設	○	○	—
	地域密着型特別養護老人ホーム よしだアスカの里	川尻 614-1	32-8221	高齢者福祉施設	○	○	—
	就労継続支援 A 型事業所みずほ	川尻 1322	34-3330	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	○	○	—

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その2）】

（水防法第15条第1項第4号関係）

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
川尻	デイサービスセンター グラシア吉田	川尻 614-1	32-1388	高齢者福祉施設	○	○	—
	グループホームそらのしずく	川尻 1656-12	0120-542-368	障害者施設	○	○	—
片岡	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	公立小学校	○	○	—
	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	特別支援学校	—	○	—
	吉田町デイサービスひまわりの家	片岡 2002-2	32-5393	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町健康福祉センター （はあとふる）	片岡 795-1	34-1800	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町総合障害者自立支援施設 （あつまリーナ）	片岡 1996-1	34-2000	障害者支援施設	—	○	—
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	児童福祉施設	—	○	—
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	児童福祉施設	—	○	—
	中央小学校区 第1放課後児童クラブ室	片岡 898-1 <small>（中央小学校敷地内）</small>	33-0088	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	—
	中央小学校区 第2放課後児童クラブ室	片岡 805-5 <small>（中央児童館内）</small>	34-2251	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	—	○	—
	中央小学校区 第3放課後児童クラブ室	片岡 2002-2 <small>（愛宕神社西側）</small>	32-5777	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	—	○	—
	小規模保育施設クローバー保育園	片岡 855-1	33-0099	小規模保育事業所	○	○	—
	S E S 吉田校	片岡 1039-1	28-7488	障害児通所支援事業 の用に供する施設	○	○	—
	ひまわり吉田校	片岡 2125-3	32-0110	障害児通所支援事業 の用に供する施設	—	○	—
ひまわり吉田南校	片岡 2125-1	33-1010	障害児通所支援事業 の用に供する施設	—	○	—	

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その3）】

(水防法第15条第1項第4号関係)

地区	名称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	公立小学校	○	○	—
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	児童福祉施設	○	○	—
	自彊小学校区 第1 放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1138	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第2 放課後児童クラブ室	神戸 1752-2 (自彊小学校敷地内)	32-1180	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第3 放課後児童クラブ室	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)	080-5817-4163	放課後児童健全育成事業 の用に供する施設	○	○	—
	吉田町北区いきいきセンター	神戸 2117-1	33-0019	高齢者福祉施設	○	○	—
	デイサービス優しさ	神戸 70-1	23-3026	高齢者福祉施設	○	—	—
	就労継続支援 B 型事業所 ディアー・ワン	大幡 2130-90	23-7077	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	○	—	—
	はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	病院・診療所 高齢者福祉施設	—	○	—

注1) 大井川、湯日川、坂口谷川は、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を活用した。

注2) 入院施設を有しない病院・診療所は対象外とする。

資料9 防災関係機関連絡先一覧表

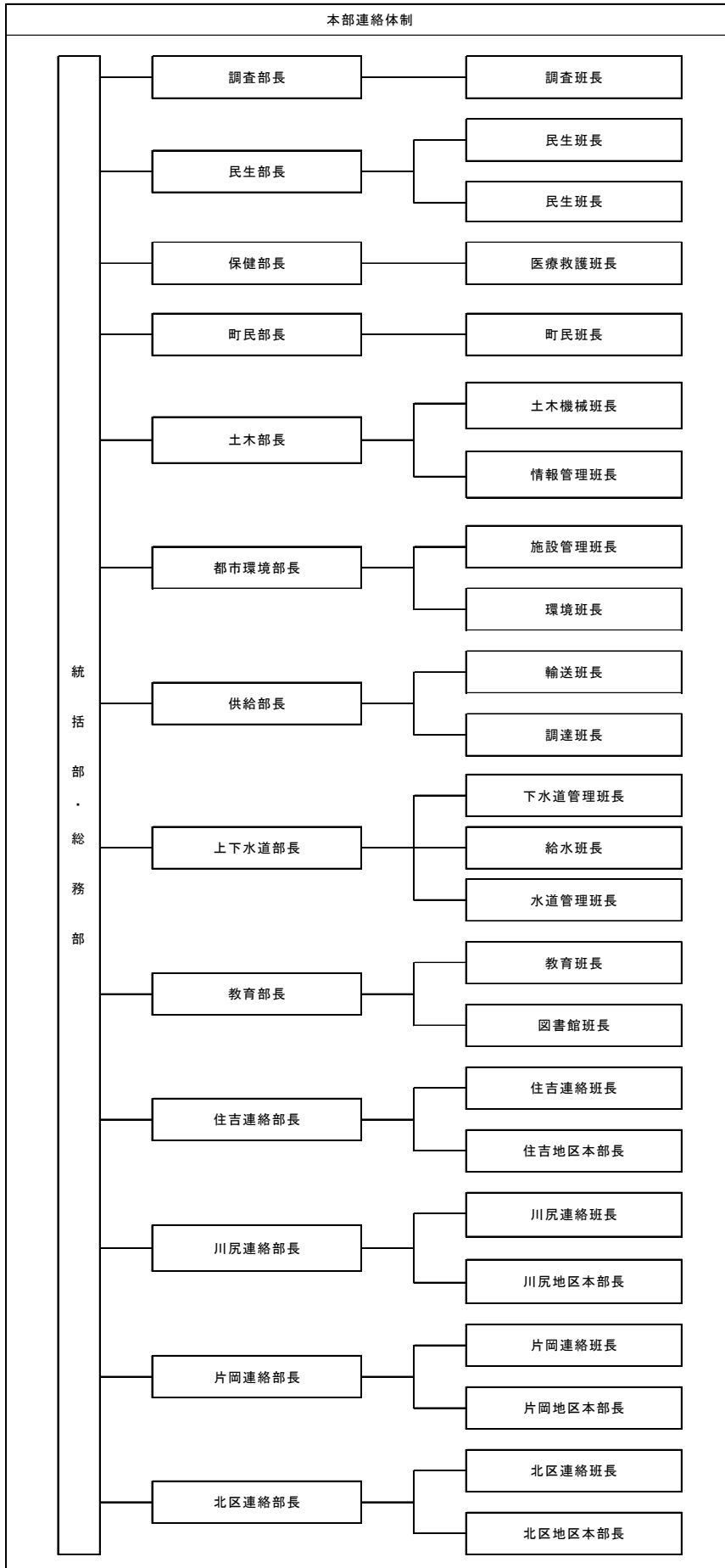
(令和2年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話
(静岡市消防局)		
静岡市消防局吉田消防署	吉田町住吉1386-5	0548-32-1141
(静岡県)		
静岡県危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2456
静岡県危機管理部危機情報課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2644
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
静岡県危機管消防保安課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2074
静岡県危機管理部原子力安全対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2088
静岡県中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104
静岡県中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9267
静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	0547-37-5271
(静岡県警察)		
牧之原警察署	牧之原市細江2737	0548-22-0110
(指定地方行政機関)		
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9105
東海財務局静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9112
島田労働基準監督署	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
農林水産省関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600
農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡市葵区田町3-108	054-273-9100
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	054-250-8900
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4146
静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-3411
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎5階	054-353-0118
(自衛隊)		
陸上自衛隊東部方面本部 第1師団第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地	046-822-3500
航空自衛隊第1航空団浜松基地	浜松市西区西山町無番地	053-472-1111
(指定公共機関)		
吉田郵便局	吉田町住吉132-5	0548-32-4114

機 関 名	所 在 地	電 話
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
日本放送協会（静岡放送局）	静岡市葵区西草深町1-21	054-274-1000
中日本高速道路(株)東京支社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー	03-5776-5600
西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町5-1 N T T城東ビル	054-200-1460
(株)N T T ドコモ東海支社静岡支店	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7123
岩谷産業株式会社（中部支社）	愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20	052-308-3653
アストモスエネルギー株式会社（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12大名古屋ビルヂング18階	050-3816-0808
株式会社ジャパングスエナジー（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅4-24-8 いちご名古屋ビル4階	052-588-8350
E N E O S グローブ株式会社（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 26-25メンフィス名駅ビル8階	052-589-0305
ジクシス株式会社	愛知県名古屋市栄4-1-8栄さんシ ティールビル12階	052-238-9427
日本通運(株)静岡支店	静岡市葵区御幸町11-30	054-254-0202
福山通運(株)静岡主管支店	静岡市駿河区中島85	054-283-7702
佐川急便(株)本社C S R 推進部	東京都江東区新砂2-2-8	03-3699-3340
ヤマト運輸(株)静岡主管支店	裾野市今里448-1	055-965-0953
西濃運輸(株)総務部	大垣市田口町1	0584-82-5000
中部電力パワーグリッド(株)島田営業所	島田市本通1-4684-1	0547-37-6364
K D D I (株)中部総支社	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-255-0077
ソフトバンク(株)東海技術部	名古屋市西区牛島2-1	052-566-3231
(一社)日本建設業連合会中部支部	名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館5階	052-261-3808
(一社)全国中小建設業協会	東京都中央区新富2丁目4-5	03-5542-0331
(指定地方公共機関)		
(一社)静岡県L P ガス協会中部支部南榛原地区会	牧之原市相良須々木2633-93	0548-52-0141
(一社)静岡県トラック協会中部支部	吉田町川尻 901-1 トラック協会吉田グラウンド内	0548-32-6796
(一社)静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町1-20	054-255-9281
商業組合静岡県タクシー協会	静岡市駿河区国吉田2-4-26	054-261-1401

機 関 名	所 在 地	電 話
(一社)静岡県医師会 榛原医師会	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511
(一社)静岡県歯科医師会 榛原歯科医師会	牧之原市静波1699-15 榛原医師会館内	0548-22-1511
(公社)静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵2-16-32 静岡県薬剤師会館	054-203-2023
(公社)静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	054-202-1750
(公社)静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡産業経済会館6階	054-252-6326
(一社)静岡県警備業協会	静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階	054-253-3661
(公社)静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4	054-282-5507
(一社)静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館2階	054-255-0234
しずてつジャストライン(株)相良営業所	牧之原市菅ヶ谷1026-1	0548-52-1212
静岡放送(株)	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-284-8900
(株)テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	054-261-6111
(株)静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	054-251-3306
(株)静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	054-283-6515
静岡エフエム放送(株)	浜松市中区常盤町133-24	053-457-1152
(株)FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり3階	0547-34-1765
(公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)		
ハイナン農業協同組合吉田支店	吉田町片岡2153	0548-32-1121
吉田町商工会	吉田町片岡1669-1	0548-32-3366
南駿河湾漁業協同組合吉田支所	吉田町住吉 5436-864	0548-32-0820
吉田町観光協会 (吉田町役場産業課)	吉田町住吉87	0548-33-2122
吉田町交通指導員協議会 (吉田町役場防災課)	吉田町住吉87	0548-33-2134
静岡県交通安全協会牧之原地区支部吉田分会 (牧之原警察署)	牧之原市細江2737	0548-22-0110
吉田町赤十字奉仕団	吉田町住吉1567 吉田町保健センター内	0548-32-7000
吉田町社会福祉協議会	吉田町片岡795-1	0548-33-2423

資料 1 0 吉田町災害対策本部編成表



本部長が必用と認める 動員・応援対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定士 ・ 海上保安官 ・ 県職員 ・ 医師、歯科医師、薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師 ・ 土木技術者、建築技術者 ・ 土木業者、建築業者等 ・ その他必要と認める者

積土のう工 (越水防止)

1 目 的

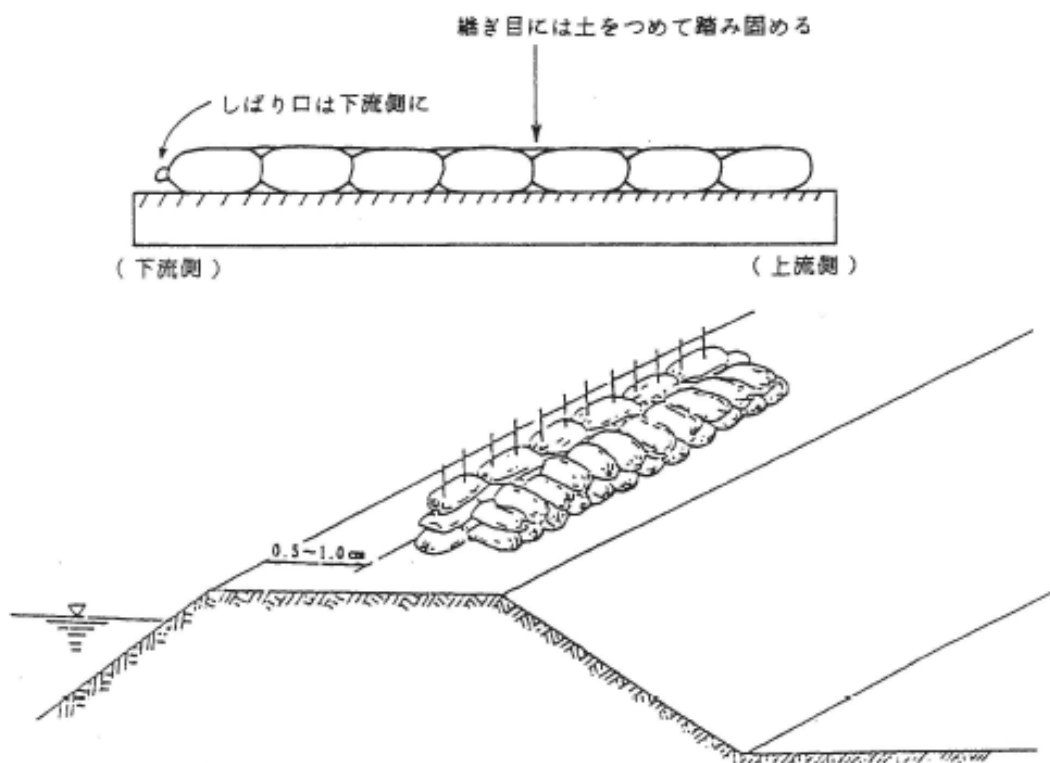
堤防天端に土のうを積み、越水を防ぐ。

2 材 料

土のう、鋼杭、土砂。

3 工 法

- (1) 堤防天端の表のり肩から、50cm～1m程度後退したところに、土のうを水の流りに平行に長手積みに並べる。土のうのしぼり口は下流に向け、その上に隣の土のうを重ね、そして、継ぎ目には土をつめて踏み固める。
- (2) 2段目、3段目は、互いに違いに積み上げる。1段目と同様に、土のうの継ぎ目には土をつめて、よく踏み固める。また、このまま積むと、土のうの形が山形になるので、上流側、下流側とも小口積と長手積を併用して積むと、垂直に積むことが出来る。



シート張り工（洗掘防止）

（防水シート使用）

1 目 的

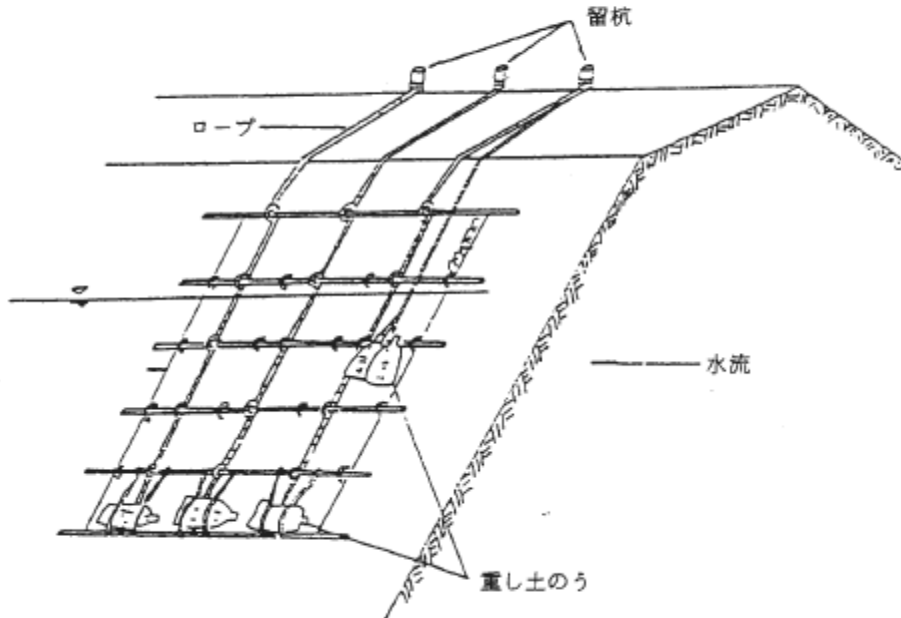
堤防表のり面の崩潰及び透水防止。

2 材 料

防水シート、杭、土のう、竹、ロープ

3 工 法

- (1) 崩潰面へ所要数の防水シートを押し当て、横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重し土のうを取り付ける。
- (2) 重し土のうを芯にしてシートをすのこ巻きにする。
- (3) 堤防裏に留杭を打ち込み、ロープでフナ結びで結束する。



木流し工（洗掘防止）

1 目 的

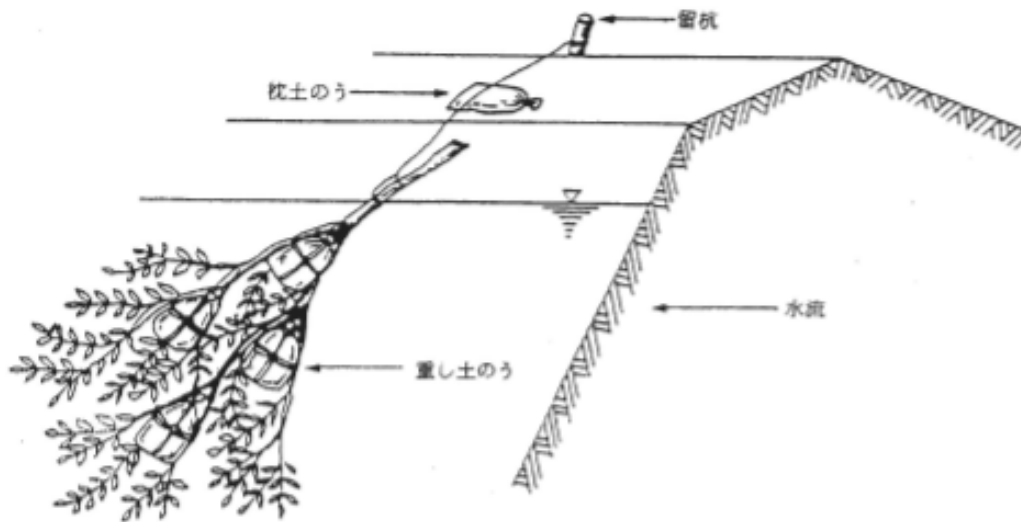
流水を緩和して堤防表のり面洗掘の拡大防止。（急流河川に適する）

2 材 料

雑木（松、杉、ナラ、柳等枝葉の繁ったもの）、土のう、留杭、鉄線。

3 工 法

- (1) 樹木の枝に重し土のうを結びつけ木の根本を鉄線で縛る。
- (2) この樹木を上流より流しかけて洗掘のり面に落ち着くようにし鉄線を受防天端の留杭に結びつける。
- (3) 樹木の幹を上流に向けて約45度に流す。
- (4) 堤防表のり面に枕土のうを入れる。
- (5) 枝を用いる場合は数本結束して用い立木のない所では葉付竹で「竹流し工」をする。



※「竹流し工」も同じ工法。

資料 1 2 協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

吉田町（以下「甲」という。）と吉田町災害復旧支援会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、甲及び乙が実施する内容等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第 2 条 甲は、災害時において、応急対策業務の要請が必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）災害予防活動
- （2）人命救助活動
- （3）緊急災害復旧活動
- （4）その他必要な活動

2 前項の要請にあたっては、甲は場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を口頭、電話、その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定により協力要請があった場合は、協力するものとし、乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）が保有する労働力と建設資機材等を勘案し、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（実施報告）

第 4 条 乙は、前条の規定による応急対策業務を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- （1）実施期間及び場所
- （2）作業内容
- （3）従事した所属会員名
- （4）使用した建設資機材等の内訳
- （5）その他必要な事項

（経費の負担及び請求）

第 5 条 乙が実施した応急対策業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（建設車両等の報告）

第6条 乙は、災害時における応急対策業務が円滑に実施できるよう、所属会員の名簿並びに所属会員ごとに保有する建設車両及び重機（以下「車両等」という。）の台数を毎年4月に甲に報告するものとし、車両等の台数に変更が生じたときは、その都度、報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和元年6月24日

（甲） 吉田町長

（乙） 吉田町災害復旧支援会
会長